



Asset  
Management

# GS・日本株ファンド

愛称：牛若丸

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書  
(請求目論見書)

2012.3.28

(注)「牛若丸」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行うGS・日本株ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成24年3月27日に関東財務局長に提出しており、平成24年3月28日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

## ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

■照会先 ホームページ  
アドレス [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

電話番号 03-6437-6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

発行者名	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 桐谷 重毅
本店の所在の場所	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

<b>第一部</b>	<b>証券情報</b>	1
<b>第二部</b>	<b>ファンド情報</b>	3
<b>第1</b>	<b>ファンドの状況</b>	3
1	ファンドの性格	3
2	投資方針	9
3	投資リスク	15
4	手数料等及び税金	17
5	運用状況	20
<b>第2</b>	<b>管理及び運営</b>	27
1	申込（販売）手続等	27
2	換金（解約）手続等	27
3	資産管理等の概要	28
4	受益者の権利等	31
<b>第3</b>	<b>ファンドの経理状況</b>	32
1	財務諸表	35
2	ファンドの現況	44
<b>第4</b>	<b>内国投資信託受益証券事務の概要</b>	45
<b>第三部</b>	<b>委託会社等の情報</b>	46
<b>第1</b>	<b>委託会社等の概況</b>	46
1	委託会社等の概況	46
2	事業の内容及び営業の概況	47
3	委託会社等の経理状況	48
4	利害関係人との取引制限	86
5	その他	86

信託約款

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

GS・日本株ファンド

(ファンドの愛称を「牛若丸」とします。)

(以下「本ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」または「当社」といいます。)を委託者として投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。)に基づく追加型証券投資信託です。

本ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

3,000億円\*を上限とします。

\* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

### (4) 【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額です(1口当たり)。

(なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は含まれません。)

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称: 牛若丸)。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)をその時の受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

### (5) 【申込手数料】

3.15%(税込)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額(取得申込日の基準価額)に乗じて得た額が申込手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。詳しくは販売会社または上記(4)の照会先までお問い合わせください。

### (6) 【申込単位】

1口以上1口単位

(注) 販売会社によっては最低申込単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2012年3月28日から2013年3月27日まで

(注) なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。

販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

(9) 【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、日本の上場株式等に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

##### ■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	MMF MR F E T F	インデックス型 特殊型

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### ■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル ( )	ファミリー ファンド	あり ( ) なし	日経225 T O P I X	ブル・ベア型 条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・ オブ・ファ ンズ		その他 ( )	ロング・ショート型 絶対収益追求型 その他 ( )
中小型株	年6回	北米				
債券	(隔月)	欧州				
一般	年12回	アジア				
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット属性 ( )	( )	中近東 (中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産 ( )						
資産複合 ( )						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

株式一般・・・大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

本書において、本ファンドを「牛若丸」ということがあります。

委託会社は、受託銀行（後記「(3)ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 ①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

### <ファンドのポイント>

1. 日本の上場株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
2. 個別企業の分析を重視したボトム・アップ・アプローチによる銘柄選択を行うことを原則とします。
3. 銘柄選択はポートフォリオ・マネジャーが自ら企業訪問を行い、成長性、経営陣の質、株価水準の主に3つの視点から長期的視野で行うことを原則とします。
4. TOPIX（東証株価指数）をベンチマーク\*として、長期的にベンチマークを上回るリターンを追求します。

\*ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

### <「牛若丸」への投資>

**ゴールドマン・サックス\*のアクティブ運用により、“ニッポンの元気株”へ投資を行います。**

本ファンドは東証1部上場銘柄を中心に、日本経済においてダイナミックな変化を遂げ、高い収益力や成長力が期待できるであろう企業を、ポートフォリオ・マネジャーの地道な企業訪問により発掘し、投資します。長年にわたり日本株式市場を分析してきた経験から、日本株式市場には、高い収益力や成長力が期待でき、かつ、株価上昇の余地もあると思われる銘柄が存在すると考えており、「牛若丸」はこのような“ニッポンの元気株”へ積極的に投資を行います。

\*委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス」といいます。

### 投資哲学

長期的に高成長が見込まれ、かつ株価が割安な企業に投資することにより、市場平均を上回る投資成果を得られると考えます。

### 運用スタイル — 個別銘柄の分析を重視したボトム・アップ・アプローチ

企業調査は、ポートフォリオ・マネジャーが自ら投資対象企業に直接足を運び、企業の経営者、投資家向け広報担当者等と面談し、その企業に対して投資をすべきかどうかを判断します。

訪問先は投資対象企業だけでなく、その競合他社、納入業者、顧客等にも及び、投資対象企業を様々な側面から分析します。

“ニッポンの元気株”は「成長性」「経営陣の質」「株価水準」で評価します。

<p><b>① 成長性</b></p> <p>会社の事業は市場平均を上回る収益率を達成、維持できるか？</p> <p><b>評価のポイント</b> ビジネスの内容 (成長性があり、かつ安定した収益力を有する等)</p>	<p><b>② 経営陣の質</b></p> <p>経営陣は株主に対するリターンを最大化するように努めているか？</p> <p><b>評価のポイント</b> 戦略の妥当性、戦略への実行力、株主還元に対する高い意識と実行力等</p>	<p><b>③ 株価水準</b></p> <p>会社の将来性はすでに株価に織り込まれているか？</p> <p><b>評価のポイント</b> 妥当な株価水準 (収益力・成長力に対して株価水準が割安かどうか)</p>
---	--	--

「成長性」、「経営陣の質」、「株価水準」の主に3つの視点において、各評価ポイントを満たす企業は、高い収益力や成長力、今後株価にも反映していくであろう将来性を有していると考えます。

バランスの良い、長期的視点に立った運用を行います。

複合的な視点から、銘柄の分析を行い運用していくことが重要だと考えます。

短期的な“グロース株”、“バリュー株”相場のような、ある特定の時期における市場テーマを追求するような運用は行いません。

特定の業種やテーマに偏らずに投資します。



市場平均を安定して上回るリターンを目指すためには、「高い収益力・成長力」や「株価上昇余地」といった複合的な視点から、銘柄の分析を行い運用していくことが重要だと考えています。

したがって、短期的な“グロース株”、“バリュー株”相場のような、ある特定の時期における市場テーマを追求するような運用は行いません。特定の運用スタイル/特定の投資対象に偏って投資した場合、ある時期においては市場平均を大きく上回るリターンをあげる可能性がある一方、大きく下回るリターンに終わるリスクがあると考えためです。

<「牛若丸」の運用>

### 銘柄選択の基本プロセス

スクリーニング	<p>TOPIX構成銘柄および東証2部等の銘柄のうち約500銘柄を投資ユニバースとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●バリュエーション分析 -PER(株価収益率)*1、EV/EBITDA*2、フリー・キャッシュ・フロー</li> <li>●ファンダメンタルズ分析 -業界内のポジション、バランスシート、ROE(株主資本利益率)*3</li> </ul>
企業訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポートフォリオ・マネジャーが自ら企業・工場訪問を行い、対象企業の経営戦略、経営目標、競争力、資金需要等を調査</li> </ul>
銘柄選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業績予測およびリスクの特定</li> <li>●運用チーム内のディスカッション</li> </ul>
ポートフォリオの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該銘柄の組入れがポートフォリオ全体に与えるインパクトの検証</li> <li>●リスク分析と管理</li> </ul>

\*1 PER (株価収益率) = 株価 ÷ 1株当たり純利益

株価を1株当たり純利益で除したもので、株価が1株当たり純利益の何倍まで買われているかを示すものです。PERが高いほど利益に比べ株価が割高であることを示し、逆にPERが低いほど、株価が相対的に低いことを示しています。

\*2 株価の水準を測るひとつの指標で、一般に、この倍率が低ければ、株価は割安ということになります。EV (Enterprise Value) とは企業の買収価値のことで、株式時価総額 (株価 × 発行済み株式数) + 有利子負債 - 現預金の計算式で求められるものです。EBITDA (Earning Before Interests, Taxes, Depreciation and Amortization) とは金利・税金・償却前利益のことです。

\*3 ROE (株主資本利益率) = 税引後純利益 ÷ 自己資本

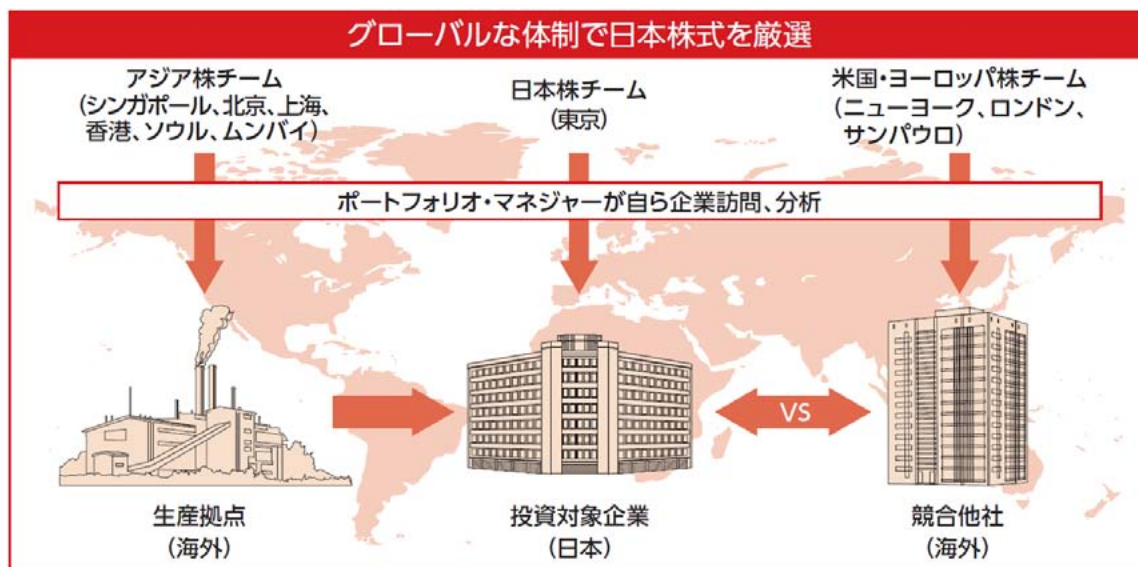
企業の自己資本 (株主資本) に対する当期利益 (税引後利益) の割合であり、投下した資本に対し、企業がどれだけの利潤を上げられるのかを示すものです。

※上記は大型株式の基本プロセスです。本基本プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また、本基本プロセスは変更される場合があります。

## 質の高い情報収集のためのグローバル・ネットワーク

今や企業活動はグローバルに展開しており、日本の企業を分析するにも世界的規模での情報収集・交換体制が不可欠と考えます。ゴールドマン・サックスの下記の各拠点のポートフォリオ・マネジャーは、各地域の企業情報を収集しています。

例えば、本ファンドにおける投資対象企業の海外の競合他社や生産拠点等は、現地のポートフォリオ・マネジャーが訪問し、情報の入手・分析を行っており、これを東京のポートフォリオ・マネジャーが本ファンドの運用に反映させます。



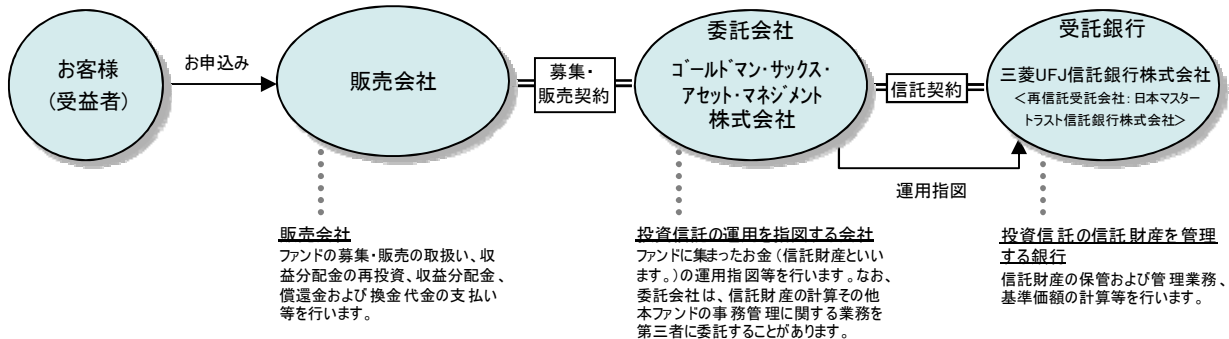
※上の図は日本のある企業の株式に投資を考えた場合の例です。

(2) 【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は1997年12月25日であり、同日より運用を開始しました。

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み



2. ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社 (ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金(信託財産といいます。)の運用指図等を行います。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 受託会社 (三菱UFJ信託銀行株式会社 (以下「受託銀行」といいます。))

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

(ご参考) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2011年6月末現在、グループ全体で7,203億米ドル(約58.2兆円\*)の資産を運用しています。

\*米ドルの円貨換算は便宜上、2011年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=80.73円)により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です(本書提出日現在)。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッド  
の営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴ  
ールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・ アセット・マネジメント・ エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク 市ウエスト・ストリート200番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サック ス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク 市ウエスト・ストリート200番地	64	1

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### b. 本ファンドの運用方針

本ファンドは日本の上場株式等を主要投資対象とします。

個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行うことを原則とします

銘柄選択はファンドマネージャーが自ら会社訪問を行い、事業の収益力と成長性、経営陣の質、バリュエーション(株価評価)の主に3つの視点から長期的視野で行うことを原則とします。

株式への投資は通常100%に近い状態を維持し、資産価格下落の可能性が高いと判断した場合は限定された範囲内でキャッシュの比率を上げるよう努めます。

業種別構成については過度の集中がないように配慮します。

(注) 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### (a) 投資の対象とする資産の種類(信託約款第17条の2)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。)
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### (b) 投資対象有価証券(信託約款第18条第1項)

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
9. 投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権(以下「貸付債権信託受益権」といいます。))であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1.の証券または証書および7.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および7.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第18条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。  
なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
4. わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。））、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき一定の範囲内で貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の

借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

本書において、「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

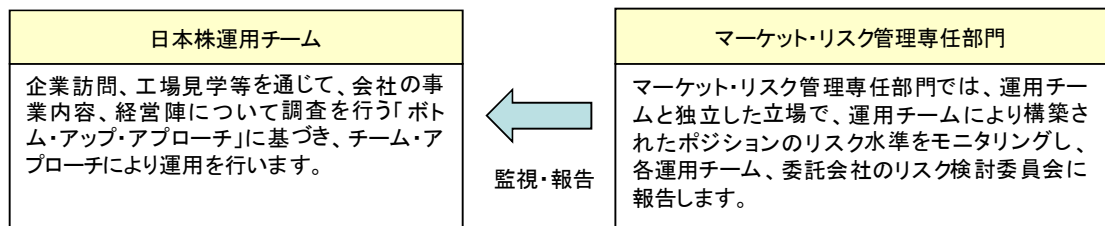
本書において、「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

### (3) 【運用体制】

#### a. 組織

本ファンドの運用は、委託会社の日本株運用チームが担当します。

また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

#### チーム・アプローチを採る日本株運用チーム

ゴールドマン・サックスはチームによる運用を行っています。チーム・アプローチによって、長期的に一貫性のある運用を行います。それぞれのポートフォリオ・マネジャーの専門分野の知識と経験を集約し、銘柄選定に生かすことで一貫した投資判断を目指します。

特定のポートフォリオ・マネジャーの判断・異動等に左右されることのない安定した運用体制で臨み、投資家の皆様の大切な資産を長期にわたってお預かりいたします。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(4) 【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末（毎年12月27日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入および売買損益（評価損益も含まれます。）等の範囲内とします。
  - ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
  - ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
- ※ 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 株式への投資割合には制限を設けません。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
3. 有価証券先物取引等の運用指図等については、約款第25条をご覧ください。
4. スワップ取引の運用指図等については、約款第26条をご覧ください。
5. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
6. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
7. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
8. 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
9. 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲（信託約款第20条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 他のファンドへの投資（信託約款第18条第4項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 信用取引の指図範囲（信託約款第22条）

信用取引により株券を売り付けることの指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の空売りの指図範囲（信託約款第23条）

信託財産に属さない公社債を売付けることの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

5. 公社債の借入れ（信託約款第24条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

6. スワップ取引の運用指図（信託約款第26条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第27条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第28条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9. 特別の場合の外貨建資産への投資制限（信託約款第29条）

外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10. 外国為替予約の指図および範囲（信託約款第30条）

外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、当該信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

11. 外貨建資産への投資制限（信託約款第28条の2）

委託会社は、本ファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、本ファンドの信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

12. 資金の借入れ（信託約款第38条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

(i) 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

(ii) 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

(iii) 借入れ指図を行う日における本ファンドの信託財産の純資産総額の10%以内。

借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は本ファンドの信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅していないことにつき、ご注意ください。

##### (a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものがあげられます。

##### 1. 株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

##### 2. 株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、小型株式など時価総額が小さく、流動性の低い株式も含まれております。このような株式への投資は、ボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

##### 3. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

##### (b) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、TOPIX（東証株価指数）を運用上のベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

##### (c) 本ファンドの名称についての留意点

本ファンドは、委託会社が設定している証券投資信託「GS・日本株ファンド（自動けいぞく）（愛称 牛若丸（自動けいぞく）」とは、運用方針は同じですが、別個のファンドであり、ファンドの規模、設定のタイミング等が違いますので、組入銘柄等はある程度似ているものの同一ではありません。したがって、運用実績にある程度の違いがあり得ます。

##### (d) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

##### (e) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

##### (f) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が30万口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込

手数料は返還されません。

(g) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(h) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額（取得申込日の基準価額）に乗じて得た額が申込手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

##### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

##### (3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.68%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については販売会社の取扱いに係る純資産総額に応じて決められます。

支 払 先	信託報酬
委託会社	年率0.840%（税込）
販売会社	年率0.735%（税込）
受託銀行	年率0.105%（税込）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

##### (4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

(a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

(b) 外貨建資産の保管費用

(c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息

(d) 信託財産に関する租税

(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

上記(a) から(d) 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e) 記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e) 記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

#### (5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合<sup>\*1</sup>

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×10% <sup>*2</sup>
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×10% <sup>*2</sup>
償還時	所得税および地方税	譲渡益×10% <sup>*2</sup>

\*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

\*2 2012年12月31日までの期間については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

#### <個別元本について>

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時にすでに受益権を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権に係る個別元本となります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。）

#### <収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2012年12月31日まで：10%（所得税7%、地方税3%）
- ・2013年1月1日以後：10.147%（所得税7.147%、地方税3%）
- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2012年12月31日まで：7%（所得税7%）
- ・2013年1月1日以後：7.147%（所得税7.147%）
- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

<換金時および償還時の課税について>

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2012年12月31日まで：10%（所得税7%、地方税3%）
- ・2013年1月1日以後：10.147%（所得税7.147%、地方税3%）
- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2012年12月31日まで：7%（所得税7%）
- ・2013年1月1日以後：7.147%（所得税7.147%）
- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

(2011年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	2,071,821,500	98.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	32,207,734	1.53
合計(純資産総額)	—	2,104,029,234	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## ① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2011年12月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	32,400	2,506.00	81,194,400	2,565.00	83,106,000	3.95
2	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	19,600	3,860.00	75,656,000	3,935.00	77,126,000	3.67
3	日本	株式	三井住友フィナン シャルグループ	銀行業	33,300	2,157.00	71,828,100	2,144.00	71,395,200	3.39
4	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	203,400	326.00	66,308,400	327.00	66,511,800	3.16
5	日本	株式	三井物産	卸売業	55,000	1,176.00	64,680,000	1,197.00	65,835,000	3.13
6	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	95,000	684.00	64,980,000	692.00	65,740,000	3.12
7	日本	株式	住生活グループ	金属製品	33,500	1,423.00	47,670,500	1,475.00	49,412,500	2.35
8	日本	株式	三菱電機	電気機器	66,000	708.00	46,728,000	738.00	48,708,000	2.31
9	日本	株式	大塚ホールディング ス	医薬品	22,500	2,141.00	48,172,500	2,164.00	48,690,000	2.31
10	日本	株式	三菱商事	卸売業	26,900	1,539.00	41,399,100	1,555.00	41,829,500	1.99
11	日本	株式	日本電産	電気機器	6,000	6,560.00	39,360,000	6,690.00	40,140,000	1.91
12	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	15,700	2,340.00	36,738,000	2,348.00	36,863,600	1.75
13	日本	株式	ファナック	電気機器	3,100	11,680.00	36,208,000	11,780.00	36,518,000	1.74
14	日本	株式	日立製作所	電気機器	86,000	403.00	34,658,000	404.00	34,744,000	1.65
15	日本	株式	富士フイルムホール ディングス	化学	19,000	1,835.00	34,865,000	1,823.00	34,637,000	1.65
16	日本	株式	クボタ	機械	53,000	629.60	33,369,138	645.00	34,185,000	1.62
17	日本	株式	ジーエス・ユアサ コーポレーション	電気機器	79,000	411.00	32,469,000	414.00	32,706,000	1.55
18	日本	株式	住友不動産	不動産業	24,000	1,397.00	33,528,000	1,348.00	32,352,000	1.54
19	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	6,500	4,850.00	31,525,000	4,900.00	31,850,000	1.51
20	日本	株式	ゼビオ	小売業	16,800	1,773.00	29,786,400	1,831.00	30,760,800	1.46
21	日本	株式	MS&ADインシュ アランスグループ ホール	保険業	20,900	1,423.06	29,741,978	1,426.00	29,803,400	1.42
22	日本	株式	任天堂	その他製品	2,800	10,700.00	29,960,000	10,600.00	29,680,000	1.41
23	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	16,900	1,712.00	28,932,800	1,745.00	29,490,500	1.40
24	日本	株式	小松製作所	機械	15,400	1,816.00	27,966,400	1,799.00	27,704,600	1.32
25	日本	株式	日立ハイテクノロ ジーズ	卸売業	15,200	1,620.00	24,624,000	1,670.00	25,384,000	1.21
26	日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	25,000	980.00	24,500,000	989.00	24,725,000	1.18
27	日本	株式	青山商事	小売業	17,000	1,350.00	22,950,000	1,446.00	24,582,000	1.17
28	日本	株式	キッコーマン	食料品	27,000	888.00	23,976,000	884.00	23,868,000	1.13
29	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	67,000	348.00	23,316,000	354.00	23,718,000	1.13
30	日本	株式	日本製紙グループ本 社	パルプ・紙	13,700	1,659.00	22,728,300	1,680.00	23,016,000	1.09

種類別及び業種別投資比率（2011年12月30日現在）

国内／外国	業種	投資比率（％）
国内	建設業	0.64
	食料品	2.03
	繊維製品	0.79
	パルプ・紙	1.09
	化学	5.53
	医薬品	4.95
	石油・石炭製品	1.09
	ゴム製品	1.40
	ガラス・土石製品	1.41
	鉄鋼	1.57
	非鉄金属	1.58
	金属製品	2.35
	機械	5.62
	電気機器	14.90
	輸送用機器	10.81
	その他製品	2.16
	電気・ガス業	1.62
	陸運業	1.51
	情報・通信業	8.53
	卸売業	6.75
	小売業	5.34
銀行業	9.15	
保険業	1.42	
その他金融業	1.73	
不動産業	2.14	
サービス業	2.37	
合計		98.47

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

（2011年12月30日現在）

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

(2011年12月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2011年12月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額 (円) (分配落)	1口当たり純 資産額 (円) (分配付)
第5期	(2002年12月27日)	15,278	15,435	6,804	6,874
第6期	(2003年12月29日)	10,930	11,030	7,630	7,700
第7期	(2004年12月27日)	10,241	10,343	8,015	8,095
第8期	(2005年12月27日)	11,995	12,410	11,564	11,964
第9期	(2006年12月27日)	10,077	10,173	11,474	11,584
第10期	(2007年12月27日)	6,476	6,559	10,115	10,245
第11期	(2008年12月29日)	3,356	3,445	5,654	5,804
第12期	(2009年12月28日)	3,442	3,509	6,166	6,286
第13期	(2010年12月27日)	3,249	3,249	6,276	6,276
第14期	(2011年12月27日)	2,079	2,088	4,833	4,853
	2010年12月末日	3,213	—	6,242	—
	2011年1月末日	3,180	—	6,321	—
	2011年2月末日	3,272	—	6,620	—
	2011年3月末日	2,941	—	6,014	—
	2011年4月末日	2,829	—	5,925	—
	2011年5月末日	2,765	—	5,866	—
	2011年6月末日	2,735	—	5,906	—
	2011年7月末日	2,691	—	5,862	—
	2011年8月末日	2,386	—	5,256	—
	2011年9月末日	2,314	—	5,175	—
	2011年10月末日	2,281	—	5,179	—
	2011年11月末日	2,129	—	4,918	—
	2011年12月末日	2,104	—	4,894	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第5期	自 2001年12月28日 至 2002年12月27日	70.0000
第6期	自 2002年12月28日 至 2003年12月29日	70.0000
第7期	自 2003年12月30日 至 2004年12月27日	80.0000
第8期	自 2004年12月28日 至 2005年12月27日	400.0000
第9期	自 2005年12月28日 至 2006年12月27日	110.0000
第10期	自 2006年12月28日 至 2007年12月27日	130.0000
第11期	自 2007年12月28日 至 2008年12月29日	150.0000
第12期	自 2008年12月30日 至 2009年12月28日	120.0000
第13期	自 2009年12月29日 至 2010年12月27日	0.0000
第14期	自 2010年12月28日 至 2011年12月27日	20.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第5期	自 2001年12月28日 至 2002年12月27日	△18.6
第6期	自 2002年12月28日 至 2003年12月29日	13.2
第7期	自 2003年12月30日 至 2004年12月27日	6.1
第8期	自 2004年12月28日 至 2005年12月27日	49.3
第9期	自 2005年12月28日 至 2006年12月27日	0.2
第10期	自 2006年12月28日 至 2007年12月27日	△10.7
第11期	自 2007年12月28日 至 2008年12月29日	△42.6
第12期	自 2008年12月30日 至 2009年12月28日	11.2
第13期	自 2009年12月29日 至 2010年12月27日	1.8
第14期	自 2010年12月28日 至 2011年12月27日	△22.7

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第5期	自 2001年12月28日 至 2002年12月27日	260,843 (0)	235,694 (0)	2,245,399 (0)
第6期	自 2002年12月28日 至 2003年12月29日	62,165 (0)	875,060 (0)	1,432,504 (0)
第7期	自 2003年12月30日 至 2004年12月27日	23,526 (0)	178,298 (0)	1,277,732 (0)
第8期	自 2004年12月28日 至 2005年12月27日	158,018 (0)	398,379 (0)	1,037,371 (0)
第9期	自 2005年12月28日 至 2006年12月27日	92,908 (0)	252,015 (0)	878,264 (0)
第10期	自 2006年12月28日 至 2007年12月27日	8,512 (0)	246,480 (0)	640,296 (0)
第11期	自 2007年12月28日 至 2008年12月29日	10,826 (0)	57,402 (0)	593,720 (0)
第12期	自 2008年12月30日 至 2009年12月28日	10,415 (0)	45,844 (0)	558,291 (0)
第13期	自 2009年12月29日 至 2010年12月27日	13,833 (0)	54,430 (0)	517,694 (0)
第14期	自 2010年12月28日 至 2011年12月27日	3,236 (0)	90,609 (0)	430,321 (0)

(注) ( ) 内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(参考) 運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2011年12月30日現在

### 基準価額・純資産の推移

2002年1月4日～2011年12月30日(設定日:1997年12月25日)



### 基準価額・純資産総額

基準価額	4,894円
純資産総額	21.0億円

### 期間別騰落率(%) (税引前分配金再投資)

期間	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	-0.08	-5.04	-16.79	-21.27	-11.89	-54.71	-37.83

### 分配の推移(円) (1口当たり、税引前)

決算日	07/12/27	08/12/29	09/12/28	10/12/27	11/12/27	設定来累計
分配金	130	150	120	0	20	2,430

●税引前分配金再投資後基準価額および期間別騰落率(税引前分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)したと仮定して算出した場合の基準価額および騰落率です。なお、本ファンドでは、分配金の再投資(税引後、各決算日の基準価額による無手数料での全額自動再投資)はできません。●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 主要な資産の状況

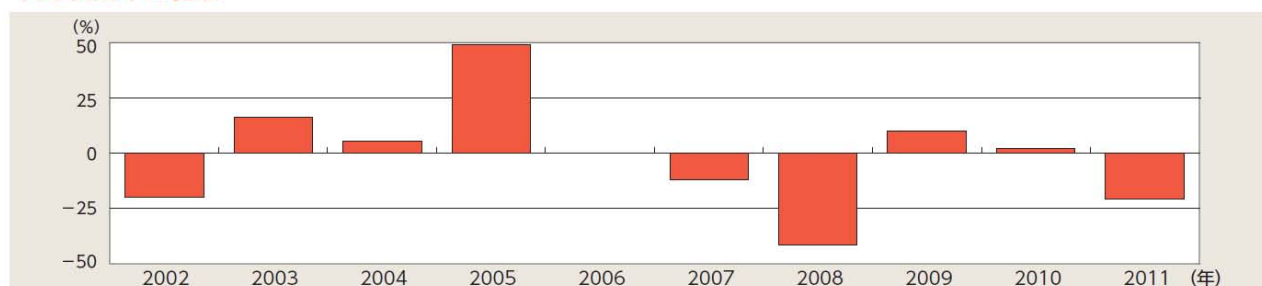
組入上位銘柄

	銘柄名	市場	業種	比率
1	トヨタ自動車	東証1部	輸送用機器	3.9%
2	日本電信電話	東証1部	情報・通信業	3.7%
3	三井住友フィナンシャルグループ	東証1部	銀行業	3.4%
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	東証1部	銀行業	3.2%
5	三井物産	東証1部	卸売業	3.1%
6	日産自動車	東証1部	輸送用機器	3.1%
7	住生活グループ	東証1部	金属製品	2.3%
8	三菱電機	東証1部	電気機器	2.3%
9	大塚ホールディングス	東証1部	医薬品	2.3%
10	三菱商事	東証1部	卸売業	2.0%

ポートフォリオ構成

市場	比率
株式現物	98.5%
東証1部	90.1%
東証2部	1.0%
大証1部	5.5%
大証2部	0.0%
ジャスダック	1.3%
その他	0.5%
株式先物	0.0%
実質組入	98.5%
現金その他	1.5%

### 年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時<sup>\*</sup>までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

\* 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) お買付価額は、取得申込日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：牛若丸）。

(3) お買付単位は、1口以上1口単位とします。ただし、販売会社によっては最低買付単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金のお支払日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

### 2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金のお申込みは、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時<sup>\*</sup>までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

\* 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。

(3) ご換金価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額となります。手取額は、基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「第二部 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：牛若丸）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり1億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、

計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価格で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

本ファンド1口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称: 牛若丸)。

委託会社は、年1回(12月)の決算時および信託終了時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は1997年12月25日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### (4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は毎年12月28日から翌年12月27日までとすることを原則とします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該日以降の営業日で該日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

#### (5)【その他】

##### a. 信託の終了

##### (a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が30万口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドを終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託銀行が、その任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. 募集・販売契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をします

が、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみ指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為  
保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

f. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本f.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

g. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

h. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

i. 再投資の指図

委託会社は、上記の有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

j. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金および償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金（解約）手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（2009年12月29日から2010年12月27日まで）及び第14期計算期間（2010年12月28日から2011年12月27日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

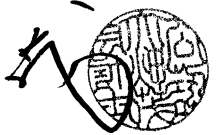
# 独立監査人の監査報告書

平成23年2月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

大畑 丸 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS・日本株ファンドの平成21年12月29日から平成22年12月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS・日本株ファンドの平成22年12月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

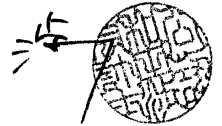
平成24年2月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

和 12



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS・日本株ファンドの平成22年12月28日から平成23年12月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS・日本株ファンドの平成23年12月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 1 【財務諸表】

## G S ・ 日本株ファンド

### (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第13期 (2010年12月27日現在)	第14期 (2011年12月27日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		135,144,428	71,549,436
株式		3,142,836,090	2,045,983,500
未収入金		12,096,677	8,448,498
未収配当金		90,000	—
未収利息		294	156
流動資産合計		3,290,167,489	2,125,981,590
資産合計		3,290,167,489	2,125,981,590
負債の部			
流動負債			
未払金		13,343,686	13,837,841
未払収益分配金		—	8,606,420
未払解約金		1,894,024	3,190,230
未払受託者報酬		1,572,058	1,240,956
未払委託者報酬		23,580,796	18,614,233
その他未払費用		748,240	590,633
流動負債合計		41,138,804	46,080,313
負債合計		41,138,804	46,080,313
純資産の部			
元本等			
元本		5,176,940,000	4,303,210,000
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△1,927,911,315	△2,223,308,723
(分配準備積立金)		252,969,258	208,471,527
元本等合計		3,249,028,685	2,079,901,277
純資産合計		3,249,028,685	2,079,901,277
負債純資産合計		3,290,167,489	2,125,981,590

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	第13期 自 2009年12月29日 至 2010年12月27日	第14期 自 2010年12月28日 至 2011年12月27日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取配当金		52,509,400	55,639,269
受取利息		51,848	29,747
有価証券売買等損益		52,555,527	△667,854,100
その他収益		68,932	2,188
営業収益合計		105,185,707	△612,182,896
営業費用			
受託者報酬		3,359,120	2,801,003
委託者報酬		50,386,599	42,014,875
その他費用		1,598,821	1,333,153
営業費用合計		55,344,540	46,149,031
営業利益又は営業損失 (△)		49,841,167	△658,331,927
経常利益又は経常損失 (△)		49,841,167	△658,331,927
当期純利益又は当期純損失 (△)		49,841,167	△658,331,927
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		△6,436,737	△48,005,605
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△2,140,712,339	△1,927,911,315
剰余金増加額又は欠損金減少額		208,681,643	337,422,083
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		208,681,643	337,422,083
剰余金減少額又は欠損金増加額		52,158,523	13,886,749
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		52,158,523	13,886,749
分配金		—	8,606,420
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△1,927,911,315	△2,223,308,723

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第13期 自 2009年12月29日 至 2010年12月27日	第14期 自 2010年12月28日 至 2011年12月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	株式 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2009年12月27日が休業日のため、当計算期間期首は2009年12月29日としております。	—————

(貸借対照表に関する注記)

区分	第13期 (2010年12月27日現在)	第14期 (2011年12月27日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	5,582,910,000円	5,176,940,000円
期中追加設定元本額	138,330,000円	32,360,000円
期中一部解約元本額	544,300,000円	906,090,000円
2. 受益権の総数	517,694口	430,321口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,927,911,315円です。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,223,308,723円です。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第13期 自 2009年12月29日 至 2010年12月27日	第14期 自 2010年12月28日 至 2011年12月27日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	26,267,236円	8,263,375円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	794,614,701円	662,003,426円
分配準備積立金額	226,702,022円	208,814,572円
本ファンドの分配対象収益額	1,047,583,959円	879,081,373円
本ファンドの期末残存口数	517,694口	430,321口
1口当たり収益分配対象額	2,023.55円	2,042.85円
1口当たり分配金額	—円	20円
収益分配金金額	—円	8,606,420円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第13期 自 2009年12月29日 至 2010年12月27日	第14期 自 2010年12月28日 至 2011年12月27日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は株式であり、売買目的で保有しております。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第13期 自 2009年12月29日 至 2010年12月27日	第14期 自 2010年12月28日 至 2011年12月27日
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 有価証券以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第13期 (2010年12月27日現在)	第14期 (2011年12月27日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	103,798,614	△302,900,871
合計	103,798,614	△302,900,871

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	第13期 自 2009年12月29日 至 2010年12月27日			第14期 自 2010年12月28日 至 2011年12月27日		
	取引の 内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 計算期間の末日における残高	取引の 内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 (投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委託 会社の利害関係人等)	有価証券 等売買手 数料	株式 1,329,195円	—	有価証券 等売買手 数料	株式 936,523円	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

(1口当たり情報)

区分	第13期 (2010年12月27日現在)	第14期 (2011年12月27日現在)
1口当たり純資産額	6,276円	4,833円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## ① 有価証券明細表

## (ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	清水建設	42,000	317.00	13,314,000	
	キッコーマン	27,000	888.00	23,976,000	
	日本たばこ産業	52	368,500.00	19,162,000	
	帝人	70,000	236.00	16,520,000	
	日本製紙グループ本社	13,700	1,659.00	22,728,300	
	旭化成	46,000	457.00	21,022,000	
	三菱瓦斯化学	18,000	420.00	7,560,000	
	住友ベークライト	44,000	420.00	18,480,000	
	D I C	113,000	133.00	15,029,000	
	富士フイルムホールディングス	19,000	1,835.00	34,865,000	
	ポーラ・オルビスホールディングス	4,900	2,039.00	9,991,100	
	ユニ・チャーム	2,700	3,760.00	10,152,000	
	協和発酵キリン	13,000	943.00	12,259,000	
	塩野義製薬	12,100	986.00	11,930,600	
	ロート製薬	21,000	956.00	20,076,000	
	ツムラ	4,600	2,239.00	10,299,400	
	大塚ホールディングス	22,500	2,141.00	48,172,500	
	J Xホールディングス	49,100	462.00	22,684,200	
	ブリヂストン	16,900	1,712.00	28,932,800	
	東海カーボン	27,000	419.00	11,313,000	
	日本碍子	20,000	911.00	18,220,000	
	住友金属工業	124,000	139.00	17,236,000	
	丸一鋼管	9,100	1,695.00	15,424,500	
	住友金属鉱山	25,000	980.00	24,500,000	
	大阪チタニウムテクノロジーズ	2,500	3,335.00	8,337,500	
	住生活グループ	33,500	1,423.00	47,670,500	
	富士機械製造	7,800	1,300.00	10,140,000	
	ディスコ	2,800	4,065.00	11,382,000	
	小松製作所	15,400	1,816.00	27,966,400	
	クボタ	45,000	627.00	28,215,000	
	椿本チエイン	41,000	388.00	15,908,000	
	三菱重工業	55,000	327.00	17,985,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	日立製作所	86,000	403.00	34,658,000	
	三菱電機	66,000	708.00	46,728,000	
	日本電産	6,000	6,560.00	39,360,000	
	ジーエス・ユアサ コーポレーション	79,000	411.00	32,469,000	
	セイコーエプソン	21,200	1,017.00	21,560,400	
	ソニー	13,200	1,387.00	18,308,400	
	アルプス電気	29,500	532.00	15,694,000	
	日本光電工業	7,300	1,883.00	13,745,900	
	シスメックス	3,600	2,505.00	9,018,000	
	ファナック	3,100	11,680.00	36,208,000	
	京セラ	3,400	6,210.00	21,114,000	
	キヤノン	6,200	3,470.00	21,514,000	
	デンソー	6,000	2,102.00	12,612,000	
	日産自動車	108,700	684.00	74,350,800	
	いすゞ自動車	57,000	350.00	19,950,000	
	トヨタ自動車	32,400	2,506.00	81,194,400	
	カルソニックカンセイ	20,000	435.00	8,700,000	
	本田技研工業	15,700	2,340.00	36,738,000	
	バンダイナムコホールディングス	14,300	1,086.00	15,529,800	
	任天堂	2,800	10,700.00	29,960,000	
	関西電力	8,700	1,136.00	9,883,200	
	東京瓦斯	67,000	348.00	23,316,000	
	東日本旅客鉄道	6,500	4,850.00	31,525,000	
	ネクソン	9,700	1,156.00	11,213,200	
	ドワンゴ	63	120,500.00	7,591,500	
	ソネットエンタテインメント	70	267,300.00	18,711,000	
	フジ・メディア・ホールディングス	97	111,600.00	10,825,200	
	大塚商会	3,800	5,310.00	20,178,000	
	日本電信電話	19,600	3,860.00	75,656,000	
	光通信	6,800	1,874.00	12,743,200	
	スクウェア・エニックス・ホールディングス	7,300	1,520.00	11,096,000	
	三井物産	55,000	1,176.00	64,680,000	
	日立ハイテクノロジーズ	15,200	1,620.00	24,624,000	
	三菱商事	26,900	1,539.00	41,399,100	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	阪和興業	27,000	329.00	8,883,000	
	DCMホールディングス	32,700	601.00	19,652,700	
	J. フロント リテイリング	50,000	355.00	17,750,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	4,800	2,123.00	10,190,400	
	良品計画	2,200	3,645.00	8,019,000	
	青山商事	17,000	1,350.00	22,950,000	
	ゼビオ	16,800	1,773.00	29,786,400	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	203,400	326.00	66,308,400	
	三井住友フィナンシャルグループ	33,300	2,157.00	71,828,100	
	群馬銀行	42,000	417.00	17,514,000	
	七十七銀行	51,000	331.00	16,881,000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	49,000	321.00	15,729,000	
	野村ホールディングス	83,600	239.00	19,980,400	
	MS&ADインシュアランスグループホール	13,600	1,428.00	19,420,800	
	日立キャピタル	13,100	1,040.00	13,624,000	
	オリックス	2,800	6,340.00	17,752,000	
	三菱地所	11,000	1,172.00	12,892,000	
	住友不動産	24,000	1,397.00	33,528,000	
	メッセージ	66	233,400.00	15,404,400	
	サイバーエージェント	88	245,000.00	21,560,000	
	楽天	144	83,500.00	12,024,000	
小計				2,045,983,500	
合計				2,045,983,500	

(イ) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(2011年12月30日現在)

I 資産総額	2,136,896,590円
II 負債総額	32,867,356円
III 純資産総額(I - II)	2,104,029,234円
IV 発行済口数	429,924口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	4,894円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a 受益権の名義書換  
該当事項はありません。
- b 受益者に対する特典  
該当事項はありません。
- c 受益権の譲渡制限  
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。
- d その他  
本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

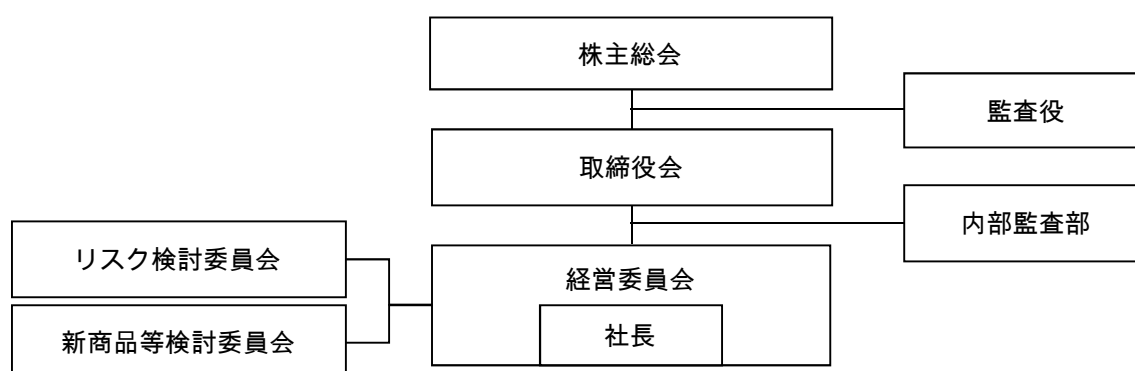
#### 1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額：金4億9,000万円
- ② 発行する株式の総数：8,000株
- ③ 発行済株式の総数：6,400株
- ④ 最近5年間に於ける主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下のとおりです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

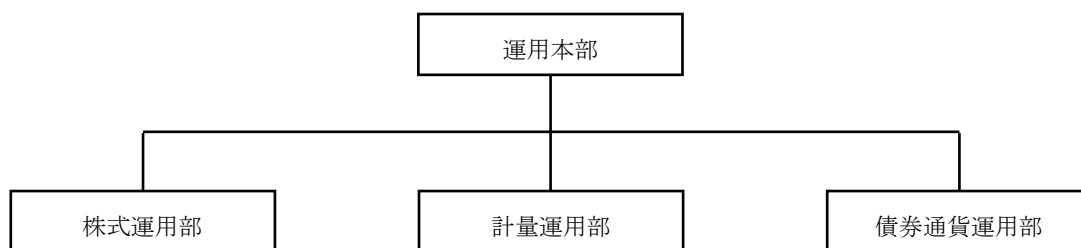
新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

- ② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、戦略株式運用部、運用投資戦略部、

マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### ① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

### ② 委託会社の運用するファンド

2012年1月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	96	1,018,043,417,435
合計	96	1,018,043,417,435

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第16期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成22年5月26日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

大畑 拓



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

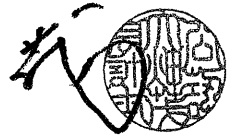
平成23年5月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

大畑 邦



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (1) 【貸借対照表】

期別		第15期 (平成22年3月31日現在)			第16期 (平成23年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
<b>流動資産</b>							
現金・預金			18,045,296			5,260,116	
有価証券			—			11,996,812	
支払委託金			25			26	
収益分配金		25			26		
前払費用			23,056			12,310	
未収委託者報酬			1,299,989			1,179,339	
未収運用受託報酬			1,029,794			974,480	
未収収益	* 1		216,482			503,943	
立替金	* 1		119,660			84,372	
繰延税金資産			628,311			441,173	
流動資産計			21,362,618	88.8		20,452,575	87.7
<b>固定資産</b>							
無形固定資産			133,885			133,057	
ソフトウェア		133,190			132,362		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			2,549,148			2,748,369	
投資有価証券		1,080,100			1,087,459		
繰延税金資産		1,457,997			1,636,928		
その他の投資等		11,050			23,981		
固定資産計			2,683,034	11.2		2,881,426	12.3
資産合計			24,045,652	100.0		23,334,002	100.0

期別	第15期 (平成22年3月31日現在)				第16期 (平成23年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
<b>流動負債</b>							
預り金			376			305	
未払金			543,981			500,286	
未払収益分配金		99			125		
未払償還金		72			72		
未払手数料		543,810			500,088		
未払費用	* 1		2,117,352			2,176,374	
役員賞与引当金			18,623			—	
未払法人税等			889,617			629,052	
未払消費税等			64,891			32,752	
流動負債計			3,634,842	15.1		3,338,771	14.3
<b>固定負債</b>							
長期未払費用	* 1		3,004,509			3,631,711	
役員退職慰労引当金			875,845			875,845	
その他固定負債			6,843			650	
固定負債計			3,887,197	16.2		4,508,207	19.3
<b>特別法上の準備金</b>							
金融商品取引責任準備金			0			0	
特別法上の準備金計			0	0.0		0	0.0
負債合計			7,522,041	31.3		7,846,979	33.6

期別		第15期 (平成22年3月31日現在)			第16期 (平成23年3月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
<b>株主資本</b>							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			15,600,864			14,559,911	
その他利益剰余金		15,600,864			14,559,911		
繰越利益剰余金		15,600,864			14,559,911		
株主資本合計			16,480,864	68.5		15,439,911	66.2
<b>評価・換算差額等</b>							
その他有価証券評価差額金		42,747			47,111		
評価・換算差額等合計			42,747	0.2		47,111	0.2
純資産合計			16,523,611	68.7		15,487,022	66.4
負債・純資産合計			24,045,652	100.0		23,334,002	100.0

## (2) 【損益計算書】

期別		第15期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日			第16期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日			
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額
経常 損益 の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
	委託者報酬			11,932,945		11,155,324		
	運用受託報酬	* 2		5,861,079		6,524,566		
	その他営業収益	* 2		2,767,961		5,720,903		
	営業収益計			20,561,986	100.0	23,400,795	100.0	
	営業費用							
	支払手数料			5,839,252		5,811,677		
	広告宣伝費			48,305		77,931		
	調査費			3,125,052		4,138,815		
	調査費		2			0		
	委託調査費	* 2	3,125,049			4,138,814		
	委託計算費			234,639		200,594		
	営業雑経費			454,971		435,984		
	通信費		194,331			247,413		
	印刷費		235,354			160,208		
	協会費		25,285			28,362		
	営業費用計			9,702,221	47.2	10,665,004	45.6	
	一般管理費							
	給料			7,513,406		7,651,162		
	役員報酬		321,315			161,011		
	給料・手当		2,324,836			3,004,836		
	賞与		1,453,569			1,029,476		
	株式従業員報酬	* 1, 2	807,365			778,541		
	その他の報酬		2,606,320			2,677,296		
	交際費			37,321		39,406		
	寄付金			11,957		44,518		
	旅費交通費			169,402		217,421		
	租税公課			45,811		47,335		
	不動産賃借料			429,868		576,617		
	退職給付費用			895,133		811,570		
	役員退職慰労引当金 繰入額			111,599		—		
	役員賞与引当金繰入 額			92,128		—		
固定資産減価償却費			58,772		49,760			
事務委託費			305,372		313,451			
諸経費			425,057		455,198			
一般管理費計			10,095,832	49.1	10,206,444	43.6		
営業利益				763,933	3.7		2,529,346	10.8

期別		第15期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日			第16期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日				
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益							
		為替差益			29,994			16,136	
		受取利息			38,635			21,964	
		投資有価証券売却益			60,336			—	
		株式従業員報酬	*1,2		—			55,488	
		雑益			500			165	
		営業外収益計			129,466	0.6		93,755	0.4
		営業外費用							
		支払利息	*2		70			—	
		株式従業員報酬	*1,2		558,478			—	
雑損			7			0			
営業外費用計			558,555	2.7		0	0.0		
経常利益					334,843	1.6		2,623,101	11.2

期別		第15期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日			第16期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益							
	過年度株式従業員報酬 修正益			112,791			—	
	特別利益計			112,791	0.5		—	0.0
	特別損失							
	特別損失計			—	0.0		—	0.0
税引前当期純利益				447,635	2.2		2,623,101	11.2
法人税、住民税及び事業税				1,036,224	5.0		1,158,841	5.0
法人税等調整額				△638,958	△3.1		5,213	0.0
当期純利益				50,369	0.2		1,459,046	6.2

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第15期  
(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
平成21年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327
事業年度中の変動額									
当期純利益				50,369	50,369	50,369			50,369
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						—	23,915	23,915	23,915
事業年度中の変動額合 計	—	—	—	50,369	50,369	50,369	23,915	23,915	74,284
平成22年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,600,864	15,600,864	16,480,864	42,747	42,747	16,523,611

第16期  
(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
平成22年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,600,864	15,600,864	16,480,864	42,747	42,747	16,523,611
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△2,500,000	△2,500,000	△2,500,000			△2,500,000
当期純利益				1,459,046	1,459,046	1,459,046			1,459,046
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）							4,364	4,364	4,364
事業年度中の変動額合 計	—	—	—	△1,040,953	△1,040,953	△1,040,953	4,364	4,364	△1,036,588
平成23年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	14,559,911	14,559,911	15,439,911	47,111	47,111	15,487,022

重要な会計方針

区分	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>	<p>—————</p> <p>(1) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(2) 貸倒引当金 同左</p> <p>(3) 金融商品取引責任準備金 同左</p>

区分	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法  役員及び従業員に付与されておりま  す、ザ・ゴールドマン・サックス・グ  ループ・インク株式に係る報酬につい  ては、企業会計基準第8号「ストッ  ク・オプション等に関する会計基準」  及び企業会計基準適用指針第11号「ス  tock・オプション等に関する会計基  準の適用指針」に準じて、権利付与日  公正価値及び付与された株数に基づき  計算される費用を権利確定計算期間に  わたり人件費（営業費用及び一般管理  費）として処理しております。また、  ザ・ゴールドマン・サックス・グルー  プ・インクおよびゴールドマン・サッ  クス・ジャパン・ホールディングス有  限会社との契約に基づき当社が負担す  る、権利付与日以降の株価の変動によ  り発生する損益については営業外損益  として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理  消費税及び地方消費税の会計処理  は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法  同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理  同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第15期 (平成22年3月31日現在)	第16期 (平成23年3月31日現在)
<p>* 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <p>未収収益 156,637千円</p> <p>立替金 86,046千円</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 84,101千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 241,783千円</p>	<p>* 1 関係会社項目 同左</p> <p>流動資産</p> <p>未収収益 138,806千円</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 40,141千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 116,408千円</p>

## (損益計算書関係)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 275,256千円</p> <p>その他営業収益 2,755,632千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 3,125,049千円</p> <p>株式従業員報酬 108,229千円</p> <p>営業外費用</p> <p>株式従業員報酬 175,228千円</p>	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 同左</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 1,154,351千円</p> <p>その他営業収益 5,677,633千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 4,138,814千円</p> <p>株式従業員報酬 △119,593千円</p> <p>営業外収益</p> <p>株式従業員報酬 124,855千円</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	—	—	6,400

第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	—	—	6,400

## 2 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成22年9月27日 臨時株主総会	普通株式	2,500,000	390,625	平成22年9月30日	平成22年9月30日

## (リース取引関係)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

第15期  
(自 平成21年 4月 1日  
至 平成22年 3月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金及び未収委託者報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、及び当社が運用を委託される投資信託から受領する委託者報酬を見越計上することにより発生する未収委託者報酬に関して、運用資産が悪化した場合に回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬に関しては、当社が運用する投資信託から受取る報酬金額を回収できなかったケースは無く、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75%が預金であり、また預金残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年 3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	18,045,296	18,045,296	—
未収委託者報酬	1,299,989	1,299,989	—

金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	18,045,296	—	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,299,989	—	—	—	—	—

第16期  
(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の70%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第16期  
(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,260,116	5,260,116	—
有価証券			
その他有価証券	11,996,812	11,996,812	—
未収委託者報酬	1,179,339	1,179,339	—
未収運用受託報酬	974,480	974,480	—

金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,260,116	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるもの	12,000,000	—	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,179,339	—	—	—	—	—
未収運用受託報酬	974,480	—	—	—	—	—

## (有価証券関係)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)					第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,008,026	1,080,100	72,073	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,008,026	1,087,459	79,432
					貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	11,996,812	11,996,812	—
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。				
売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)			売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)		
205,415	60,336	—							

## (デリバティブ取引関係)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。		同左	

## (退職給付関係)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。		1 採用している退職給付制度の概要 同左	
2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付 費用負担金相当額を、退職給付費用として計上してお ります。		2 退職給付費用に関する事項 同左	

## (税効果会計関係)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																												
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">542,061千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">69,035</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">17,214</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">628,311</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（流動負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">小計</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">繰延税金資産の純額 <span style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">628,311</span></p> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,106,725</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">356,410</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">24,188</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,487,324</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△29,326</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△29,326</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">繰延税金資産の純額 <span style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,457,997千円</span></p>	未払費用	542,061千円	未払事業税	69,035	その他	17,214	小計	628,311	小計	—	長期未払費用	1,106,725	役員退職慰労引当金	356,410	その他	24,188	小計	1,487,324	その他有価証券評価差額金	△29,326	小計	△29,326	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">371,686千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">48,985</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">20,502</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">441,173</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（流動負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">小計</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">繰延税金資産の純額 <span style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">441,173</span></p> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,275,508</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">356,412</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">37,328</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,669,249</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△32,321</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△32,321</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">繰延税金資産の純額 <span style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,636,928千円</span></p>	未払費用	371,686千円	未払事業税	48,985	その他	20,502	小計	441,173	小計	—	長期未払費用	1,275,508	役員退職慰労引当金	356,412	その他	37,328	小計	1,669,249	その他有価証券評価差額金	△32,321	小計	△32,321
未払費用	542,061千円																																												
未払事業税	69,035																																												
その他	17,214																																												
小計	628,311																																												
小計	—																																												
長期未払費用	1,106,725																																												
役員退職慰労引当金	356,410																																												
その他	24,188																																												
小計	1,487,324																																												
その他有価証券評価差額金	△29,326																																												
小計	△29,326																																												
未払費用	371,686千円																																												
未払事業税	48,985																																												
その他	20,502																																												
小計	441,173																																												
小計	—																																												
長期未払費用	1,275,508																																												
役員退職慰労引当金	356,412																																												
その他	37,328																																												
小計	1,669,249																																												
その他有価証券評価差額金	△32,321																																												
小計	△32,321																																												
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69 %</td> </tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">49.38</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△1.33</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">88.75 %</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.69 %	役員賞与等永久に損金に算入されない項目	49.38	その他	△1.33	税効果会計適用後の法人税等の負担率	88.75 %	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>																																				
法定実効税率 (調整)	40.69 %																																												
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	49.38																																												
その他	△1.33																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	88.75 %																																												
<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p style="text-align: center;">該当事項はありません。</p>	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p style="text-align: center;">該当事項はありません。</p>																																												
<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響</p> <p style="text-align: center;">該当事項はありません。</p>	<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響</p> <p style="text-align: center;">該当事項はありません。</p>																																												

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第16期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

第16期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11,155,324	6,524,566	5,720,903	23,400,795

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
20,628,449	2,772,345	23,400,795

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

## (関連当事者との取引)

第15期  
(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ザ・ゴールド ドマン・ サックス・ グループ・ インク	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク市	6,965 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業 員報酬の 配賦	営業費用及び 一般管理費 (注1)  株式従業員報 酬(注1)	108,229  175,228	未払費用  長期未払 費用  立替金	84,101  241,783  86,046
親会社	ゴールドマ ン・サック ス・アセッ ト・マネジ メント・エ ル・ビー	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク市	206 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	運用受託報酬 (注2)  その他営業収 益(注2)  委託調査費の 支払(注2)	275,256  2,755,632  3,125,049	未収収益	156,637

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注2) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

## 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第15期  
(自 平成21年 4月 1日  
至 平成22年 3月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼任	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払(注1) 有価証券の償 還 受取利息	198,634 2,511,001 5,000,000 958	未払手数料 未払費用 立替金	23,069 362,141 1,398
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス 有限公司	東京都港区	100,000 千円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼任	出向者に関する 人件費等の 負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	6,525,884 361,419	未払費用 立替金 長期未払 費用	1,121,537 30,417 2,899,556
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ユタ州	2 百万ドル	銀行業	—	現金の預 入	受取利息	958	現金・預 金	876,973
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	69 百万ドル	投資顧問業	—	投資助言	運用受託報酬 (注3)	2,031,894	未収収益	59,844
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・II リミテッド	ケイマン 諸島	21 百万ドル	ゴールドマン・サックス・グループ人事業務受託	—	従業員出 向受入	出向者に関する 人件費等の 負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	100,709 19,604	未払費用 長期未払 費用	136,305 3,202

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司(以下GSJH)または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービスII・リミテッド(以下GS2L)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

(注3) 運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

第16期  
(自 平成22年 4月 1日  
至 平成23年 3月 31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ザ・ゴールド ドマン・ サックス・ グループ・ インク	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	6,965 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業 員報酬の 配賦	営業費用及び 一般管理費 (注1)	△119,593	未払費用	40,141
							株式従業員報 酬(注1)	124,855	長期未払 費用	116,408
親会社	ゴールドマ ン・サック ス・アセッ ト・マネジ メント・エ ル・ピー	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	22 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	運用受託報酬 (注2)	1,154,351	未収収益	138,806
							その他営業収 益(注2)	5,677,633		
							委託調査費の 支払(注2)	4,138,814		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注2) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第16期  
(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼任  有価証券 の購入	支払手数料  兼務従業員の 人件費等の支 払(注1)  受取利息	149,454  2,565,003  21,114	未払手数料  未払費用  有価証券 立替金	17,326  474,311  11,996,812  38
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス 有限公司	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼任	出向者に関する人件費等の負担金(注2)  営業費用及び一般管理費  株式従業員報酬	7,056,607  △ 11,019	未払費用  立替金  長期未払費用	862,578  43,759  3,791,077
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	41 百万ドル	投資顧問業	—	投資助言	運用受託報酬(注3)	1,617,993	未収収益	365,104
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・II リミテッド	ケイマン 諸島	33 百万ドル	ゴールドマン・サックス・グループ人事業務受託	—	従業員出 向受入	出向者に関する人件費等の負担金(注2)  営業費用及び一般管理費  株式従業員報酬	434,078  △63,231	未払費用  長期未払費用	495,731  △43,158

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司(以下GSJH)または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービスII・リミテッド(以下GS2L)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。  
但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

(注3) 運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)  
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

## (1株当たり情報)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,581,814円32銭	1株当たり純資産額	2,419,847円31銭
1株当たり当期純利益金額	7,870円26銭	1株当たり当期純利益金額	227,976円06銭
損益計算書上の当期純利益	50,369千円	損益計算書上の当期純利益	1,459,046千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	50,369千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,459,046千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月8日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

和 田 浩 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 中間財務諸表  
 (1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第17期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
I 流動資産			
現金・預金		3,576,074	
有価証券		14,297,329	
支払委託金		25	
前払費用		9,591	
未収入金		2,337	
未収委託者報酬		1,207,106	
未収運用受託報酬		1,485,546	
未収収益		713,436	
立替金		59,462	
繰延税金資産		291,208	
流動資産計		21,642,119	93.3
II 固定資産			
無形固定資産		172,028	
投資その他の資産			
繰延税金資産		1,378,337	
その他		15,631	
投資その他の資産計		1,393,969	
固定資産計		1,565,998	6.7
資産合計		23,208,117	100.0

区分	注記 番号	第17期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
I 流動負債			
預り金		374	
未払金		509,130	
未払費用		1,927,510	
未払法人税等		522,808	
その他	* 1	41,265	
流動負債計		3,001,089	12.9
II 固定負債			
長期未払費用		3,346,562	
役員退職慰労引当金		222,911	
その他固定負債		650	
固定負債計		3,570,124	15.4
III 特別法上の準備金			
金融商品取引責任準備金		0	
特別法上の準備金計		0	
負債合計		6,571,215	28.3

区分	注記 番号	第17期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
		金額	構成比
(純資産の部)			
I 株主資本			
資本金		490,000	
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		15,756,901	
利益剰余金合計		15,756,901	
株主資本合計		16,636,901	71.7
II 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		—	
評価・換算差額等合計		—	
純資産合計		16,636,901	71.7
負債・純資産合計		23,208,117	100.0

## (2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	第17期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
		金額	百分比
		千円	%
I 営業収益			
委託者報酬		5,002,404	
運用受託報酬		3,197,171	
その他営業収益		2,802,973	
営業収益計		11,002,549	100.0
II 営業費用及び一般管理費	* 1	9,382,867	85.3
営業利益		1,619,682	14.7
III 営業外収益	* 2	521,493	4.7
IV 営業外費用	* 3	9,816	0.1
経常利益		2,131,358	19.4
V 特別利益		—	0.0
税引前中間純利益		2,131,358	19.4
法人税、住民税及び事業税		493,490	4.5
法人税等調整額		440,877	4.0
中間純利益		1,196,990	10.9

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
		資本準備金	その他利益剰 余金 繰越利益剰余 金				
平成23年4月1日残高	490,000	390,000	14,559,911	15,439,911	47,111	47,111	15,487,022
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当			—	—			—
中間純利益			1,196,990	1,196,990			1,196,990
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額（純額）					△ 47,111	△ 47,111	△ 47,111
中間会計期間中の変動額 合計	—	—	1,196,990	1,196,990	△ 47,111	△ 47,111	1,149,879
平成23年9月30日残高	490,000	390,000	15,756,901	16,636,901	—	—	16,636,901

重要な会計方針

項目	第17期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(2) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第17期中間会計期間末 (平成23年9月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第17期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
* 1 減価償却実施額	無形固定資産	24,336千円
* 2 営業外収益のうち主要なもの	株式報酬	430,582千円
	投資有価証券売却益	77,114千円
	受取利息	10,893千円
* 3 営業外費用のうち主要なもの	為替差損	9,816千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第17期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
発行済株式				
普通株式	6,400	—	—	6,400
合計	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第17期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)  
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

(金融商品関係)

第17期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、中間貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位: 千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,576,074	3,576,074	—
有価証券			
その他有価証券	14,297,329	14,297,329	—
未収委託者報酬	1,207,106	1,207,106	—
未収運用受託報酬	1,485,546	1,485,546	—

金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

第17期中間会計期間末 (平成23年9月30日)

その他有価証券

区分	種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	コマーシャル・ペーパー	14,297,329	14,297,329	—

(デリバティブ取引関係)

第17期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	5,002,404	3,197,171	2,802,973	11,002,549

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
9,678,958	1,323,590	11,002,549

海外の外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第17期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	2,599,515円93銭
1株当たり中間純利益金額	187,029円78銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	
(1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	1,196,990千円
1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	1,196,990千円
差 額	—
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

(重要な後発事象)

第17期中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)  
該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

## 信託約款

追加型証券投資信託  
GS・日本株ファンド  
(愛称 牛若丸)

### 運用の基本方針

約款第 19 条に基づき委託者の定める方針は、次のとおりとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

日本の上場および店頭登録株式を主要投資対象とします。

##### (2) 運用方針

- ① 個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行うことを原則とします。
- ② 銘柄選択はファンドマネージャーが自ら会社訪問を行い、事業の収益力と成長性、経営陣の質、バリエーション(株価評価)の主に 3 つの視点から長期的視野で行うことを原則とします。
- ③ 株式への投資は通常 100%に近い状態を維持し、資産価格下落の可能性が高いと判断した場合は限定された範囲内でキャッシュの比率を上げるようつとめます。
- ④ 業種別構成については過度の集中がないように配慮します。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ③ 有価証券先物取引等の運用指図等については、約款第 25 条をご参照下さい。
- ④ スワップ取引の運用指図等については、約款第 26 条をご参照下さい。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑧ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- ⑨ 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

#### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買損益(評価損益も含まれます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託  
GS・日本株ファンド  
(愛称 牛若丸)

## 信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とし、
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けず。

(信託事務の委託)

- 第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

- 第 2 条 委託者は、金 30 億円～金 1,000 億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けず。

(信託金の限度額)

- 第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
  - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 52 条第 8 項、第 53 条、第 54 条、第 55 条または第 57 条第 2 項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第 4 条の 2 委託者は、この信託について、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる募集を行います。
- ② この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第 6 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については、30 万円～1,000 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 2 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
  - ③ 前項の規定により受益権の再分割を行った場合には、委託者はその旨を遅滞なく受益者に対して公告します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第7条 追加信託は、1997年12月25日以降の毎営業日にこれを行うことができるものとします。
- ② 前項における追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
  - ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
  - ④ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第9条 この信託の受益権は、2007年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)
- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
  - ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
  - ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。

す。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

- 第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ② [削除]

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第11条 [削除]
- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口以上1口単位をもって売却することができるものとします。
  - ③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
  - ④ 第2項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額に3.0%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。
  - ⑤ [削除]
  - ⑥ [削除]
  - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付した取得申込みを取消することができます。
  - ⑧ [削除]

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 [削除]

第15条 [削除]

第16条 [削除]

第17条 [削除]

(投資の対象とする資産の種類)

第17条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - 有価証券
  - デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。)
  - 金銭債権
  - 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 次に掲げる特定資産以外の資産
  - 為替手形

(運用の指図範囲等)

第18条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 株券または新株引受権証券
- 国債証券
- 地方債証券
- 特別の法律により法人の発行する債券
- 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- コマーシャル・ペーパー
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
- 投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。但し、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
- 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
- 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権(以下「貸付債権信託受益権」といいます。))であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の

証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 預金
- 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- コール・ローン
- 手形割引市場において売買される手形
- 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第18条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第31条において同じ。)、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第17条の2ならびに第18条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第20条、第22条から第28条、第30条、第36条から第38条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(信託財産相互間取引等)

第18条の3 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。

- 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
- 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)かかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第 21 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

- 第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をしますものとしてします。

(公社債の空売りの指図範囲)

- 第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をしますものとしてします。

(公社債の借入れ)

- 第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとしてします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をしますものとしてします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(先物取引等の運用指図)

- 第 25 条 委託者は、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとしてします(以下同じ。))。
- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしてします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしてします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価の 50%を超えないものとします。
  - 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしてします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認められたときは、担保の受入れの指図を行うものとしてします。

(外貨建資産への投資制限)

- 第 28 条の 2 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

- 第 29 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

- 第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消

するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### (信託業務の委託等)

第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

第 32 条 [削除]

#### (混蔵寄託)

第 33 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 34 条 [削除]

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 35 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第 36 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第 37 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第 38 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を高めるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内。

③ 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

#### (担保権設定にかかる確定的規定)

第 38 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を高めるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができ、

② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第 39 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第 40 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託の計算期間)

第 41 条 この信託の計算期間は、毎年 12 月 28 日から翌年 12 月 27 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 1997 年 12 月 25 日から 1998 年 12 月 27 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

- 第 42 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

- 第 43 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。
- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のためにに行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もつた上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

- 第 44 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 160 の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

- 第 45 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補った後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 46 条 [削除]

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第 47 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益

分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、2007 年 1 月 4 日以降においても、第 49 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ③ 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 4 営業日目から受益者に支払います。ただし、1999 年 7 月 27 日を一部解約の実行の請求日として受付けた解約については、同日から起算して 5 営業日目から当該受益者に支払います。
- ④ 前 3 項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ④の 2 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑤ [削除]
- ⑥ [削除]

第 48 条 [削除]

(収益分配金および償還金の時効)

- 第 49 条 受益者が、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 47 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第 50 条 受託者は、収益分配金および償還金についてはそれぞれ第 47 条第 1 項および第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 47 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益権の買取り)

- 第 51 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、1999 年 7 月 28 日以降において、受益者から買取りの請求があるときは、当該請求日を買取り約定日として 1 口単位をもってその受益権を買取り取ります。ただし、1999 年 6 月 28 日から 1999 年 7 月 26 日までに受益者から買取りの請求があったときは、1999 年 7 月 27 日を買取り約定日として 1 口単位をもってその受益権を買取り取ります。以上にかかわらず、当該証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して書面で通知し、委

託者がこれを書面により承諾した場合には、本項の適用はありません。当該証券会社または登録金融機関に関してすでに本項の適用がある場合には、委託者はやむを得ない場合を除き承諾しないものとします。

- ② 前項の場合、受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。
- ③ 委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、委託者との協議に基づいて、第 1 項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受付けた買取請求を保留または取消することができます。
- ④ 前項により受益権の買取りが中止された場合またはすでに受付けた買取請求が保留された場合には、受益者は買取中止または請求保留以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として第 2 項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託の一部解約)

##### 第 52 条

受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、1999 年 7 月 28 日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。この場合の一部解約の実行の請求日は当該請求の日とします。ただし、1999 年 6 月 28 日から 1999 年 7 月 26 日までに受付けた一部解約の実行の請求は、1999 年 7 月 27 日を一部解約の実行の請求日とします。

- ② [削除]
- ③ 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第 5 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 30 万口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。

- ⑨ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑩ 次条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、次条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 52 条第 8 項」と読み替えます。

#### (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

##### 第 52 条の 2

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (信託契約の解約)

##### 第 53 条

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

##### 第 54 条

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 58 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

##### 第 55 条

委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第 58 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

##### 第 56 条

委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

##### 第 57 条

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解

## <信託約款>

任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第 58 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 58 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 58 条の 2 第 53 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 53 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第 59 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第 1 条 第 47 条第 4 項の 2 に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、2000 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する 2000 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第 2 条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 17 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 3 条 第 27 条および第 38 条の 2 に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値

を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4 条

第 27 条および第 38 条の 2 に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 1997 年 12 月 25 日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社